

事業承継時に経営者保証でお困りの方に

「事業承継特別保証」と「経営承継借換関連保証」のご案内

- 1 経営者保証不要
- 2 既存の借入金についても借換可能
- 3 信用保証料率を大幅に軽減 （「経営状況・ガバナンスに関する中小企業活性化協議会の確認」および「事業承継計画に関する事業承継・引継ぎ支援センターの確認」を受けた場合）

申込 人	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証
申込 人	次の①または②に該当し、以下の【財務要件等】を満たす中小企業者の方 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継（代表者交代等）を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施しており、事業承継日から3年を経過していない法人	経営承継円滑化法の認定を取得した会社で、以下の【財務要件等】を満たし、認定申請日から3年以内に事業承継（代表者交代等）を予定する中小企業者
認 定	不 要	申込会社にて経営承継円滑化法の認定を取得
資 金 使 途	事業資金 ・金融機関プロパー借入の借換も可能 ・借換は事業承継前の借入かつ個人保証を提供している借入に限る	会社代表者の経営者保証付き融資（金融機関プロパー資金を含む。）の借換資金および借換に要する資金
保証限度額	【一般枠】 2億8,000万円 (有担保:2億円、無担保:8,000万円)	【別枠】 2億8,000万円 (有担保:2億円、無担保:8,000万円、特別小口:2,000万円)
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:10年以内(据置期間1年以内)	
保証料率(年)	有担保:0.32~1.62% 無担保:0.45~1.90%	有担保:0.32~1.62% 無担保:0.45~1.90% 特別小口:1.00%
連帯保証人	不 要	
受付場所	与信取引のある取扱金融機関	

参 考 国の経営者保証解除に向けた取組みについて

本制度を含む国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策については、中小企業庁のHPをご覧ください。

中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/index.html>

大阪府融資制度保証(事業承継支援資金)のご案内

■ チャレンジ応援資金(事業承継支援資金:無保証人型①②)

申 込 人	次のア～エのすべての要件を満たし、以下の①、②のいずれかに該当する方 ア. 資産超過であること イ. EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること EBITDA有利子負債倍率=(借入金+社債+現預金)÷(営業利益+減価償却費) ウ. 法人と経営者の分離がなされていること エ. 返済緩和している借入金がないこと	
資 金 使 途	【無保証人型①】 3年以内に事業承継(代表者交代)を予定する「事業承継計画」を有する法人(複数回利用する場合は、本保証1回目の保証日から3年以内に保証申込を行うものに限ります。)	【無保証人型②】 代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた中小企業者
融 資 限 度 額	事業承継時までに必要な事業資金 (借換は個人保証が提供されている保証協会保証付融資に限りません。)	代表者の個人保証が提供されている保証協会保証付融資の借換資金および借換に要する資金
保 証 期 間	【一般枠】2億円 うち無担保8,000万円	【別 枠】2億円 うち無担保8,000万円
保 証 料 率 (年)	10年(据置期間1年以内)	
連 帯 保 証 人	有担保:0.32~1.62% } 「経営状況・ガバナンスに関する中小企業活性化協議会の確認」および 無担保:0.45~1.90% } 「事業承継計画に関する事業承継・引継ぎ支援センターの確認」を受けた場合:0.20~1.15%	
受 付 場 所	不要	
受 付 場 所	与信取引のある取扱金融機関	

■ チャレンジ応援資金(事業承継支援資金:計画承認型)

申 込 人	①	②	③	④	⑤
申 込 人	認定*を受けた中小企業者の方	認定*を受けた中小企業者の代表者	事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、認定*を受けた中小企業者	事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、認定*を受けた事業を営んでいない個人	事業会社の株主等から株式・事業用資産等を取得するために新設された持株会社
認 定*	都道府県知事が発行する経営承継円滑化法の認定を取得				不要
資 金 使 途	株式・事業用資産等の取得資金				
融 資 限 度 額	①・③各々2億円 うち無担保8,000万円		②・④・⑤2億円 うち無担保8,000万円		
保 証 期 間	運転資金:10年以内(据置期間1年以内) 設備資金:15年以内(据置期間1年以内)				有担保:20年以内(据置期間2年以内) 無担保:15年以内(据置期間2年以内)
保 証 料 率 (年)	有担保:0.32~1.62% 無担保:0.45~1.90%		有担保:0.95% 無担保:1.15%		
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。ただし、会社代表者以外の連帯保証人は原則不要です。	必要となる場合があります。ただし、申込人が代表者を務める会社以外の連帯保証人は原則不要です。	必要となる場合があります。ただし、申込人が代表者および承継元会社以外の連帯保証人は原則不要です。(注-1)(注-2)	必要となる場合があります。ただし、申込人が経営を承継する会社以外の連帯保証人は原則不要です。(注-1)	必要となる場合があります。ただし、持株会社代表者および事業会社以外の連帯保証人は原則不要です。(注-3)
受 付 場 所	取扱金融機関				

(注-1) 承継元が個人(個人事業主)の場合は、当該個人の連帯保証は不要。

(注-2) 資産超過であること等の財務要件を備えていることについて認定を受け、所定の資格要件に該当する場合は、連帯保証人不要。

(注-3) 有担保の場合、もしくは後継者が既に事業会社の代表者となっている場合は、事業会社の連帯保証は不要。

当協会では、大阪府内の中小企業・小規模事業者の皆さまを支援するため、信用保証業務以外にもさまざまな取組みを行っています。Webサイトにてご確認ください。

大阪信用保証協会 [検索 https://www.cgc-osaka.jp/](https://www.cgc-osaka.jp/)



保証制度や創業・経営支援の各種イベントなどの最新情報をお届けします。

LINE公式アカウント

LINEの友だち追加から右の二次元コードを読み取ってください。▶



大阪信用保証協会

